



経営継続補助金

○対象者 農林漁業者（個人・法人）

※常時従業員が20人以下（集落営農法人も対象）
 ※支援機関（裏面）の支援を受けることが必要です。

注意：単独申請と共同申請参画との併願や、複数の共同申請への参画は認められません。

< 補助対象経費 >

① 経営継続に関する 取組に要する経費

- ① 機械装置等費
- ② 広報費・展示会等出展費
- ③ 旅費
- ④ 開発・取得費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 借料
- ⑦ 専門家謝金・専門家旅費
- ⑧ 設備処分費
- ⑨ 委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円(※)**

※共同申請の場合は1,000万円

② 感染拡大防止 の取組に要する経費

- ① 消毒費用
- ② マスク費用
- ③ 清掃費用
- ④ 飛沫対策費用
- ⑤ 換気費用
- ⑥ その他の衛生管理費用
- ⑦ P R 費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円(※)**

※共同申請の場合は500万円



補助要件

「① 経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための**省力化機械等（裏面例示）**の導入
- (例2) 作業員間の距離を広げるための**作業場や倉庫等におけるレイアウト変更**
- (例3) 人と人との接触機会を減らす**販売方法（ネット販売、無人販売など）**の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「**事業継続計画**」の策定
- (例2) **Web会議システムの導入**

・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

・証拠資料等によって**支払金額が確認できる経費**

・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払いが完了した経費

裏面へ